

令和4年第17回公安委員会会議録

日 時	7月28日（木曜日） 自午後 1時30分 至午後 4時50分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	小野委員長 廣塚委員 高木委員 宮尾委員 甲斐委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長	

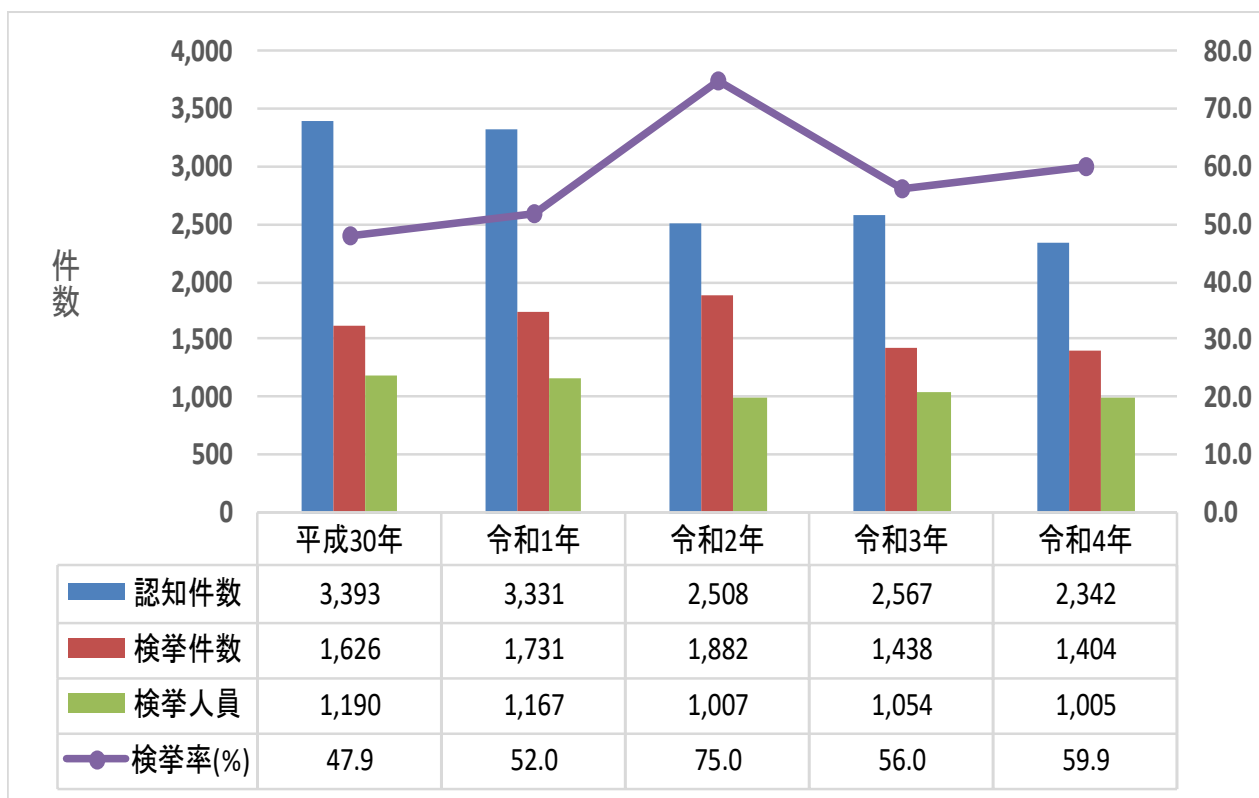
第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞7件、意見の聴取26件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 令和4年上半期の犯罪認知・検挙状況について

(1) 刑法犯年別認知・検挙状況



※ 各年の数値は上半期の数値

- 認知件数は前年同期比で減少し、過去5年で最少
- 検挙率は前年同期比で増加し、過去5年で2番目に高い

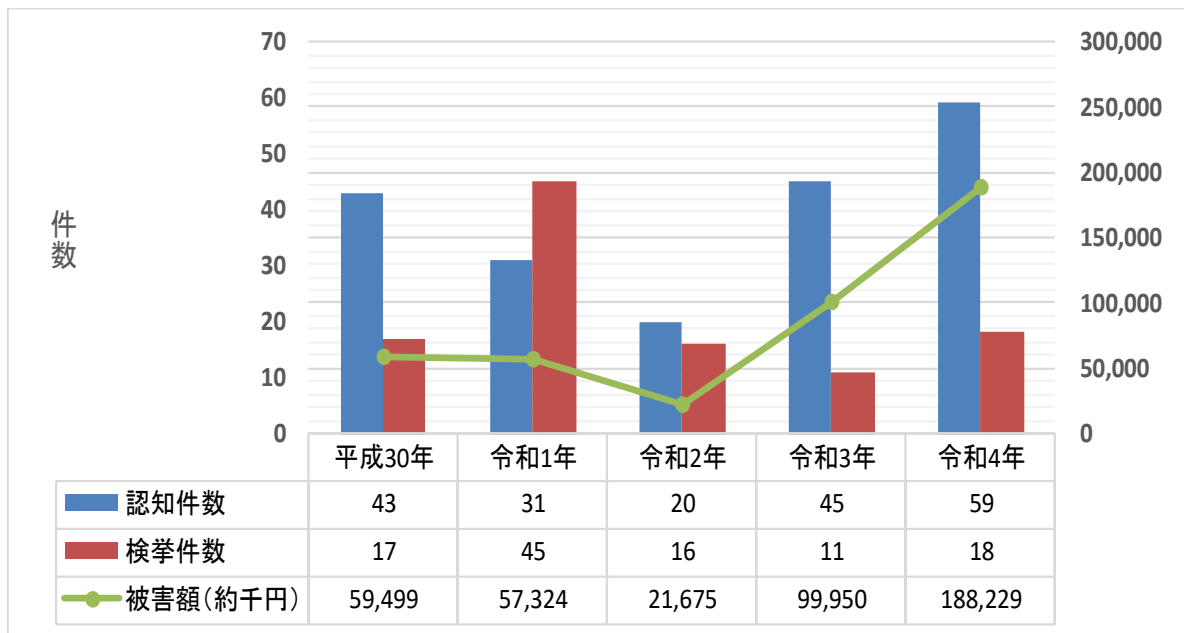
(2) 罪種別認知・検挙状況

	認知件数					検挙件数					検挙人員					検挙率				
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	3,393	3,331	2,508	2,567	2,342	1,626	1,731	1,882	1,438	1,404	1,190	1,167	1,007	1,054	1,005	47.9	52.0	75.0	56.0	59.9
凶悪犯	21	16	30	27	22	16	15	29	28	20	8	13	15	22	22	76.2	93.8	96.7	103.7	90.9
粗暴犯	342	340	271	314	257	299	304	239	280	228	325	320	251	294	249	87.4	89.4	88.2	89.2	88.7
窃盗犯	2,331	2,310	1,707	1,692	1,612	1,025	1,074	1,409	889	925	654	627	588	551	564	44.0	46.5	82.5	52.5	57.4
知能犯	149	149	94	125	127	77	109	52	77	56	46	68	40	75	42	51.7	73.2	55.3	61.6	44.1
風俗犯	53	36	31	37	30	49	38	29	32	30	26	27	21	23	28	92.5	105.6	93.5	86.5	100
その他	497	480	375	372	294	160	191	124	132	145	131	112	92	89	100	32.2	39.8	33.1	35.5	49.3

※ 各年の数値は上半期の数値

- ほぼ全ての罪種で認知件数は減少したが、知能犯は「電話で『お金』詐欺」の増加に伴い、対前年比で増加
- 凶悪犯及び粗暴犯は、認知件数が減少する一方で、検挙率は高水準を維持しているが、発生による体感治安への影響の大きさから、継続した対策が必要
- 窃盗犯は、認知件数は減少傾向、検挙率は増加傾向にあるが、刑法犯全体に占める割合が最も大きく、窃盗犯対策が全体に影響

(3) 「電話で『お金』詐欺」の認知・検挙状況



※ 各年の数値は上半期の数値

- 認知件数、被害額は過去5年で最多、検挙件数は昨年より増加
- 認知はATMを利用する還付金詐欺が最も多く、検挙は手交型によるキャッシュカード詐欺盗が最も多い

(4) 下半期に向けた取組

- ア 「電話で『お金』詐欺」の被害防止対策の強化と犯行形態に応じた検挙活動の徹底
- イ 増加・多発罪種や社会的反響の大きい事件等への的確な対応
 - (ア) 自転車盗や万引きなどの増加・多発罪種への対策
 - (イ) 迅速・的確な初動捜査による重要凶悪事件の早期かつ確実な検挙
 - (ウ) 新型コロナウイルスに関連する持続化給付金等の詐欺事件の検挙

【委員からの質問等】

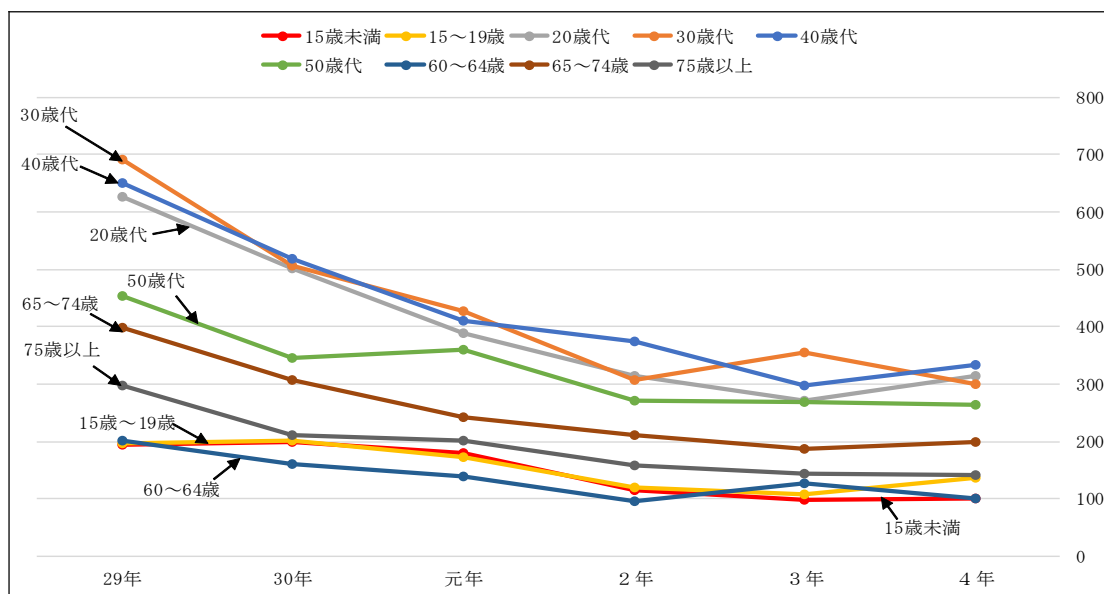
- 委員から、「数年前に、万引きについては高齢者の再犯率が高く、警察で検挙した高齢者を福祉に繋げて再犯を防ぐという取組が新聞に取り上げられていた。万引きが減少傾向にあると聞いたが、その原因には、そういった効果もあるのか。」旨の質問があり、警察側から、「昨年の方引き犯の検挙状況を分析すると、65歳以上が50%位を占めており、委員が言われた高齢者対策の効果については判然としない。原因としては、管理者対策が一番に考えられ、また、警察官が万引き多発している店舗を巡回して未然防止を図っていることや、万引きを繰り返す犯人を検挙していることも考えられる。」旨の説明があった。
- 委員から、「ハラスメントや児童虐待といった社会的課題となっているような事案の発生状況等についてはどうなっているのか。」旨の質問があり、警察側から、「ハラスメントや児童虐待については、刑法の暴行罪や傷害罪など色んな罪種に及んでおり、これについては別途分析を行っている。なお、そういった社会的課題に対しては、行政や関係機関と連携・協力して対処しなければならないので、連携の状況も含め、改めて報告したい。」旨の説明があった。

2 令和4年上半期の交通事故発生状況等について

(1) 交通事故発生の推移

区分	29年	30年	元年	2年	3年	4年	前年比	過去5年平均 (29~3年)	平均比
発生件数	5,786	4,784	4,104	3,152	3,188	-	-	4,203	-
上半期	2,882	2,310	1,984	1,549	1,505	1,511	6	2,046	-535
下半期	2,904	2,474	2,120	1,603	1,683	-	-	2,157	-
死者数	73	60	69	46	39	-	-	57	-
上半期	37	25	30	22	20	25	5	27	-2
下半期	36	35	39	24	19	-	-	30	-
負傷者数	7,369	6,081	5,092	3,987	3,936	-	-	5,293	-
上半期	3,669	2,926	2,489	1,945	1,835	1,863	28	2,573	-710
下半期	3,700	3,155	2,603	2,042	2,101	-	-	2,720	-

(2) 年齢別死傷者数の推移（各年6月末）



(3) 状態別・年齢別死者数の推移（各年6月末）

区 分	歩行中					自転車乗用中					二輪車乗車中					自動車乗車中					合計					
	30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	
こども（中学生以下）																					0	0	0	0	0	
高校生		1				1									1						1	1	0	0	1	
他10代	1											1	1								1	1	1	0	0	
20~24歳				2		1		1			1										3	2	0	1	2	
25~29歳															1						0	0	0	0	1	
30~39歳	1							1		1									1		1	0	1	1	1	
40~49歳									1			2		1	1	1	1				1	3	0	2	1	
50~59歳		2				1	1		1			1				1					1	5	0	1	0	
60~64歳	1			2	1						1				1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	3	
高齢者	65~74	1	2	2	2	4			2	1			1		1		5	2	4	2	3	6	5	8	6	7
	75以上	3	7	8	2	3	1	1		1		1	2	1			5	4	1	2	5	10	14	10	5	8
合計	7	12	10	8	8	4	2	4	4	1	3	7	2	2	4	11	9	6	6	12	25	30	22	20	25	

(4) 下半期の取組

- 四半期分析に基づく戦略的な交通事故抑止対策の推進
- 「レッド走行」、「街頭監視」等による街頭活動の強化
- 飲酒運転指導取締り、歩行者保護対策、CM等の広報啓発の強化

【委員からの質問等】

- 委員から、「飲酒運転については、一人一人の意識が変わらない限り減らないのではないかと思います。意識を変えるためにも免許更新時の講習でインパクトのある取組はできないか。」旨の意見があり、警察側から「違反運転者講習を含め更新時講習では、事故の怖さや影響が身に染みて分かるような映像を使っての講習を実施している。」「飲酒運転に関しては、これまでも広報啓発活動を続けているが、今後も、各種講習、安全教育の機会を捉えて啓発を図り、併せて取締りも強化しながら、一件でも減るように取り組んでいく。」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

- 1 **ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況についての報告**
人身安全対策課長から報告が行われた。
- 2 **監察業務の報告**
首席監察官から報告が行われた。
- 3 **援助の要求についての決裁**
警備第二課長から説明があり、決裁が行われた。
- 4 **特定秘密の保護措置等についての報告**
警備第一課次席から報告が行われた。
- 5 **審査請求(R4. No.5)受理の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 6 **意見・要望等(R4. No.21)受理の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 7 **意見・要望等(R4. No.22)受理の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 8 **苦情(R4. No.13)受理の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 9 **苦情(R4. No.14・15)受理の報告**
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 10 **熊本県情報公開・個人情報保護審議会に対する行政文書の提出についての決裁**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。